

国際日本文化研究センターにおける競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する取扱要項

〔 令和 2（2020）年 10 月 22 日 所長裁定
令和 8（2026）年 8 月 6 日 最終改正 〕

（趣旨）

1. この取扱要項は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下、「本実施方針」という。）の取扱いに必要な事項を定めるものとする。

（概要）

2. 本実施方針に基づき、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者（以下、「若手研究者」という。）について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能とするものである。

（対象制度）

3. 競争的研究費における各制度とする。

（対象者）

4. 本実施方針の対象者は、原則として次の各号に定める全てを満たす者とする。
 - （1）センターにおいて、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）（以下、「PI 等」という。）が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
 - （2）40 歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40 歳以上を対象とすることを可能とする）
 - （3）研究活動を行うことを職務に含む者

（実施条件）

5. 本実施方針の実施条件は、原則として次の各号に定める全ての条件を満たすこととする。
 - （1）若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
 - （2）PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所長が認めること
 - （3）PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所長が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの 20% を上限とする）

（従事できる業務内容）

6. 本実施方針に基づき従事できる業務の内容は、第 5 項に定める全ての実施条件を満たす

自発的な研究活動等とする（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）。

（申請手続き等）

7. 申請に関する標準的な手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）競争的研究費における各事業のPI等は、当該プロジェクトで雇用する若手研究者から本実施方針に基づく自発的な研究活動等の実施を希望する旨の相談を受け、第5項に定める全ての実施条件を満たすと判断した場合は、自発的な研究活動等承認申請書（別紙様式第1号）により、所長に申請する。
- （2）所長は、前号の申請について、自発的な研究活動等承認通知書（別紙様式第2号）または自発的な研究活動等不承認通知書（別紙様式第3号）をもって、その可否をPI等に通知する。
- （3）PI等は、前号の通知内容を、若手研究者に報告する。

（変更承認申請手続き等）

8. 変更承認申請に関する標準的な手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）PI等は、若手研究者から、第7項第2号で承認を受けた自発的な研究活動等の変更を希望する旨の相談を受け、第5項に定める全ての実施条件を満たすと判断した場合は、自発的な研究活動等変更承認申請書（別紙様式第4号）により、所長に申請する。
- （2）所長は、前号の変更承認申請について、自発的な研究活動等変更承認通知書（別紙様式第5号）または自発的な研究活動等変更不承認通知書（別紙様式第6号）をもって、その可否をPI等に通知する。
- （3）PI等は、前号の通知内容を、若手研究者に報告する。

（活動報告）

9. 活動報告に関する標準的な手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）若手研究者は、自発的な研究活動等の活動期間中の毎年度終了時、及び活動期間終了時に、PI等に活動内容を報告する。なお、他の研究費を獲得する活動については、当該制度の実績報告等をもって本報告の活動内容・成果に代えられるとともに、当該制度の実績報告等の提出期限までに報告することとする。
- （2）PI等は、自発的な研究活動等活動報告書（別紙様式第7号）により、所長に、活動内容を報告するほか、PI等が当該プロジェクトの研究分担者である場合は、研究代表者の求めに応じ、活動内容等を報告する。

（活動の支援、承認取消）

10. PI等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。なお、当該研究活動等が第5項に定める実施条件に違反していることが確認された場合には、所長は、PI等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

(運用)

- 1 1. 本実施方針の取扱いに係る運用は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 事務担当者は、管理台帳等により実施内容を記録・管理し、配分機関等の求めに応じて、報告等を行う。
 - (2) 本実施方針の取扱いに係る事務は、国際研究推進部研究協力課が行うものとする。

附 則

この取扱要項は、令和2（2020）年10月22日から施行する。

附 則

この取扱要項は、令和4（2022）年4月4日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この取扱要項は、令和8（2026）年8月6日から施行する。

別紙様式第1号（第7項1号関係）

年 月 日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国際日本文化研究センター 所長 殿

プロジェクト名：

研究代表者：

（又は研究分担者）

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	% （自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上）

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
金額 （年度ごとに記載）	円 ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活動内容	
本プロジェクトとの関連性	
自発的研究活動等のエフォート	%

※1 若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行う。

※2 複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。

別紙様式第2号（第7項2号関係）

年 月 日

研究代表者 殿
（又は研究分担者）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長

自発的な研究活動等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。

別紙様式第3号（第7項2号関係）

年 月 日

研究代表者 殿
（又は研究分担者）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長

自発的な研究活動等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

別紙様式第4号（第8項1号関係）

年 月 日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長 殿

プロジェクト名：
研究代表者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等変更承認申請書

年 月 日付けで承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり変更することについて、実施条件に照らし問題ないと判断したため申請します。

1. 変更理由

2. 変更後の活動内容

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	% （自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上）

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 （年度ごとに記載）	円 ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活動内容	
本プロジェクトとの関連性	
自発的研究活動等のエフォート	%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載する。

別紙様式第5号（第8項2号関係）

年 月 日

研究代表者 殿
（又は研究分担者）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長

自発的な研究活動等変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、承認します。

別紙様式第6号（第8項3号関係）

年 月 日

研究代表者 殿
（又は研究分担者）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長

自発的な研究活動等変更不承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった自発的な研究活動等について、以下の理由により不承認とします。

記

不承認の理由

別紙様式第7号（第9項2号関係）

年 月 日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国際日本文化研究センター 所長 殿

プロジェクト名：
研究代表者：
（又は研究分担者）

自発的な研究活動等活動報告書

年 月 日で承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり活動内容等を報告します。

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者	
本プロジェクト内で行う研究活動のエフォート	% （自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上）

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 （年度ごとに記載）	円 ※上記資金からの人件費（給与・報酬等）の受給はない。
活動内容・成果 （本プロジェクトとの関連性については後述）	※他の研究費を獲得した活動については、当該制度における実績報告や成果報告を添付することによる報告を可能とする。
本プロジェクトとの関連性	
自発的研究活動等のエフォート	%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。